

○大府市フリースクール等授業料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市における不登校等の長期欠席又は長期欠席傾向にある児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の社会的自立を支援するとともに、通いの場を確保するため、フリースクール等を利用している児童生徒のいる世帯に対し、予算の範囲内において交付する大府市フリースクール等授業料補助金（以下「補助金」という。）に関し、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「フリースクール等」とは、次の各号のいずれにも該当する施設又はサービスをいう。

- (1) 学校の授業時間内に児童生徒の受入れができること。
- (2) 当該児童生徒が在籍する学校の学校長（以下単に「学校長」という。）が指導要録上出席扱いとすることができるものであること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に居住し、かつ大府市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 当該児童生徒が、直近1年の期間内に概ね30日以上在籍する学校に登校していない者又は長期欠席傾向にあるものとして学校長が認める者であること。
- (2) 教育委員会の定める基準に従い、当該児童生徒について指導要録上出席扱いとすることを学校長が認めたフリースクール等を利用すること。
- (3) 次条第1項に規定する補助対象経費について本市以外の者から補助を受けていないこと。
- (4) 市税の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第7条第1項の規定による認定の通知を受けた月から当該年度の末月まで（以下「補助対象期間」という。）に補助対象者がフリースクール等に直接支払う授業料（定期的に支払う経費その他市長が授業料に準ずるものとして認めるものに限る。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 入会金、年会費、入学金その他のフリースクール等の利用の準備に係る経費
- (2) フリースクール等の利用に係る交通費
- (3) 寮費用、教材費、実習費、イベント参加費等その他のフリースクール等の利用にともなう実費負担に係る費用
- (4) 学校の授業日以外の日のフリースクール等の利用料金
- (5) フリースクール等の体験利用に係る費用

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額）とし、フリースクール等を利用した児童生徒1人につき、月額20,000円（年間240,000円）を限度とする。

（認定の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大府市フリースクール等授業料補助金認定申請書（第1号様式。以下「認定申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（認定）

第7条 市長は、認定申請書を受理したときは、当該申請書を受理した月の末日までに審査を行うものとし、審査の結果、適当と認めるときは、当該申請者を補助対象者として認定するものとする。

2 市長は、前項の規定による認定をしたときは、大府市フリースクール等授業料補助金の認定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するとともに、学校長に対し、大府市フリースクール等授業料補助金の認定について（第3号様式）を送付するものとする（変更の届出等）

第8条 前条第1項の規定による認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、認定申請書に記載した事項に変更があったときは、大府市フリースクール等授業料補助金認定申請書記載事項変更届（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出があったときは、市長は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該認定の内容を変更するとともに、認定者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、認定者は、利用するフリースクール等を変更する場合は、あらかじめ前条第1項の規定による認定を受けなければならない。

4 学校長は、補助対象期間中に、補助金の対象となる児童生徒について、当該フリースクール等の利用を指導要録上の出席扱いとしないことを決定した場合は、速やかにその旨を市長に通知するものとする。

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の規定による認定を取り消すものとする。

(1) 第3条に規定する補助対象者の要件に該当しなくなったとき。

(2) その他市長が不適當であると認めるとき。

2 前項の規定により認定を取り消した場合、市長は、大府市フリースクール等授業料補助金認定取消通知書（第5号様式）により、認定者に通知するとともに、学校長に対し、大府市フリースクール等授業料補助金の認定の取消しについて（第6号様式）を送付するものとする。

（補助金の交付申請）

第10条 補助金の交付を受けようとする認定者は、別に定める日までに大府市フリースクール等授業料補助金交付申請書兼請求書（第7号様式。以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 大府市フリースクール等授業料補助金の交付申請について（副申）（第8号様式）

(2) 補助対象経費の月額が確認できる書類（領収書等）

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、大府市フリースクール等授業料補助金交付決定通知書（第9号様式）により認定者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに大府市フリースクール等授業料補助金不交付決定通知書（第10号様式）により認定者に通知するものとする。

3 規則第10条の規定による実績報告は、交付申請書及びその添付書類の提出をもってなされたものとみなす。

4 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、第1項の規定による交付の決定をもってなされたものとみなす。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条第1項の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 法令又はこの要綱若しくは交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の受給に関し、不正な行為があったとき。

(3) その他市長が適当でないと認めるとき。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、既になされた交付の申請は、この要綱の失効後もなお従前の例による。